



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成31年 4月26日 金曜日 第3072号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則.....	(統計課) ... 343
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	(障がい福祉課) ... 344

告 示

自衛官候補生の採用試験（2件）.....	(総務管理課) ... 345
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課) ... 345
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課) ... 345
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	(東予地方局管理課) ... 345
道路の供用開始（ " ）.....	(") ... 346
建設業者の許可の取消し.....	(") ... 346
指定道路の指定（2件）.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ... 346
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	(中予地方局農村整備第一課) ... 347
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	(中予地方局建築指導課) ... 347

訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(障がい福祉課) ... 348
-----------------------------	------------------

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	(監査事務局) ... 351
------------------------------	-----------------

選挙管理委員会告示

政治活動に関する規程の一部改正.....	(選挙管理委員会) ... 351
----------------------	-------------------

公営企業公告

医用画像システム（PACS）の借入れに係る一般競争入札の執行.....	(公営企業管理局総務課) ... 353
-------------------------------------	----------------------

正 誤

平成31年 4月 1日付け愛媛県報第3064号外 3 愛媛県訓令第 6号（愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令）中.....	(人事課) ... 354
--	---------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県統計調査条例施行規則（平成21年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（調査票情報の提供を受けることができる者）</p> <p>第7条 条例第10条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）<u>第10条</u>に規定する者</p>	<p>（調査票情報の提供を受けることができる者）</p> <p>第7条 条例第10条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）<u>第8条</u>に規定する者</p>

様式第1号(第5条関係) 統計調査員証

(表) 省略

(裏)

省略

(2) 第39条第1項第2号又は第3号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

省略

注 省略

様式第1号(第5条関係) 統計調査員証

(表) 省略

(裏)

省略

(2) 第39条第1項第2号 _____ に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

省略

注 省略

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

○愛媛県規則第31号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。<u>ただし、第1号の2の2に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</u></p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p><u>(1)の2の2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の15第1項(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長が行う指定障害児通所支援事業者の指定及び指定の更新に対する同意に関すること。</u></p> <p>(1)の3～(25) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書)</p> <p>第43条 市町長(_____ 中核市の長を除く。次条第1項において同じ。)は、翌年度における法第51条第3号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に係る書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の合議体)</p> <p>第48条 愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の合議体(令第44条の5第1項に規定する合議体をいう。)を構成する委員の定数は、5人とする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3～(25) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書)</p> <p>第43条 市町長(地方自治法第252条の22第1項の中核市の長を除く。次条第1項において同じ。)は、翌年度における法第51条第3号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に係る書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の合議体)</p> <p>第48条 愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の合議体(令第44条の6第1項に規定する合議体をいう。)を構成する委員の定数は、5人とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第384号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和元年 5月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年 5月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第385号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和元年 6月15日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年 6月15日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第386号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以

- 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年11月29日から
平成31年 3月25日まで
- 3 作業地域 東温市

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番71	旧	メートル 6.0～15.0	キロメートル 0.290	
			新	10.0～20.0	0.290	

○愛媛県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番49	平成31年 4月26日

○愛媛県告示第390号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-26)第17391号	平成26年 9月22日	加藤工業	加藤 圭司	新居浜市土橋2-11-35	平成31年 3月4日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 機械器具設置工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-27)第11939号	平成27年 6月16日	福田設備	福田 重之	新居浜市土橋1-10-9	平成31年 3月5日	土木工事業、電気工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部)
(般-28)第278号	平成28年 10月11日	(株)吉本保温工業所	吉本 直樹	新居浜市西原町2-7-32	平成31年 3月5日	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (全部)
(般-28)第9177号	平成28年 8月8日	(株)潮建創	山岡壽美雄	今治市八町692-3	平成31年 3月8日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部)
(般-29)第6965号	平成29年 12月6日	越智内装	越智 明美	西条市水見乙1681	平成31年 3月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部)

○愛媛県告示第391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成31年 4月26日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成31年 4月17日
- 指定道路の位置
四国中央市川之江町字大門口2984番1の一部、2984番7の一部、2984番10の一部、2985番1の一部及び2985番3の一部並びに同市川之江町字片上山3113番233及び3113番234
- 指定道路の延長及び幅員

- 延長 77.49メートル
- 幅員 4.05メートル、4.09メートル

○愛媛県告示第392号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成31年 4月26日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成31年 4月17日
- 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字小山737番1の一部、738番1の一部、

739番7の一部及び737番1地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 50.96メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月26日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841
"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251 - 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888 - 3
"	奥 村 義 博	松山市北梅本町乙85
"	奥 村 徹 八	松山市北梅本町甲16 - 1
"	宮 内 久 司	松山市北梅本町741
"	松 本 範 良	松山市平井町3506
"	久 保 慶 生	松山市南梅本町611
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
"	宮 内 保	松山市南梅本町764
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237 - 3
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133
"	田 中 孝 明	松山市水泥石町693 - 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758
監 事	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047
"	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841
"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251 - 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888 - 3
"	奥 村 義 博	松山市北梅本町乙85
"	奥 村 徹 八	松山市北梅本町甲16 - 1
"	宮 内 久 司	松山市北梅本町741

○愛媛県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年 4月26日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

"	松 本 範 良	松山市平井町3506
"	久 保 慶 生	松山市南梅本町611
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
"	宮 内 保	松山市南梅本町764
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237 - 3
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133
"	田 中 孝 明	松山市水泥石町693 - 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630 - 2
"	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047

○愛媛県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市水泥石町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月26日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥石町1111
"	相 原 秀 夫	松山市水泥石町1141
"	柴 田 隆	松山市水泥石町887
"	渡 部 秋 男	松山市水泥石町1025
"	敷 村 光 良	松山市水泥石町996 - 1
"	吉 田 一 眞	松山市水泥石町710
"	松 田 誠	松山市水泥石町1128
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥石町1157
"	小 島 敏 弘	松山市水泥石町1073

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥石町1111
"	相 原 秀 夫	松山市水泥石町1141
"	柴 田 隆	松山市水泥石町887
"	野 村 賢 一	松山市水泥石町676
"	渡 部 秋 男	松山市水泥石町1025
"	吉 田 一 眞	松山市水泥石町710
"	青 木 敬	松山市水泥石町1128
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥石町1157
"	小 島 敏 弘	松山市水泥石町1073

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
31中局建(開)第1号 平成31年4月18日	伊予市米湊字大角蔵1535番、1565番、1566番4、1566番5、1568番1、1569番1、1532番5、1532番4(伊予市所有管理道)の一部、1539番2(伊予市所有管理道)の一部及び1535番地先農道	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡

○愛媛県告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年4月26日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
31中局建(開)第2号 平成31年4月18日	伊予郡松前町大字西古泉字大福408番1	松山市山西町670番地5 メゾンドプラン201号 渡部 達也

訓 令

○愛媛県訓令第10号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月26日

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前									
別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項									
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			局長	専決者					局長	専決者				
				部 長	課 長	主 幹					部 長	課 長	主 幹	
地域 福祉 課	1~8 省略					地域 福祉 課	1~8 省略							
	9 児童 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略					9 児童 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略						
		2 指定障害児通所支援事業者に関すること。						2 指定障害児通所支援事業者に関すること。						
		(1) 省略						(1) 省略						
		(2) 中核市の市長が行う指定又は指定の更新に対する同意(第21条の5の15第1項、第21条の5の16第4項、地方自治法施行令第174条の49の2第2項)												
		(3) 省略						(2) 省略						
	(4) 省略				(3) 省略									
	(5) 省略				(4) 省略									

(6) ~ (13) 省略				
3 指定障害児入所施設等に関する こと。				
(1) ~ (4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
4 業務管理体制の整備に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
5 障害児通所支援事業等に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
6 児童自立生活援助事業に関する こと。				

(5) 指定に係る事項の変更又は 事業の再開、廃止若しくは休 止の届出の受理（第21条の5 の20第3項、第4項）				—
(6) ~ (13) 省略				
3 指定障害児入所施設等に関する こと。				
(1) ~ (4) 省略				
(5) 指定に係る事項の変更の届 出の受理（第24条の13第3 項）				—
(6) 指定の辞退の申出の受理 （第24条の14）				—
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
4 業務管理体制の整備に関する こと。				
(1) 届出の受理（第21条の5の 26第2項第1号、第3項、第 4項、第24条の19の2、第24 条の38第2項第1号、第3 項、第4項）				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 報告の徴収及び立入検査に 係る市町長からの要求の受理 （第24条の39第3項）				—
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
5 障害児通所支援事業等に関する こと。				
(1) 事業の開始、変更、廃止又 は休止の届出の受理（第34条 の3第2項から第4項まで）				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
6 児童自立生活援助事業に関する こと。				

(1) 省略				
(2) 省略				
7 一時預かり事業に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
8 病児保育事業に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
9 児童福祉施設等に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				

(1) 事業の開始、変更又は廃止 若しくは休止の届出の受理 (第34条の4)				—
(2) 省略				
(3) 省略				
7 一時預かり事業に関する こと。				
(1) 事業の開始、変更、廃止又 は休止の届出の受理(第34条 の12)				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
8 病児保育事業に関する こと。				
(1) 事業の開始、変更、廃止又 は休止の届出の受理(第34条 の18)				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
9 児童福祉施設等に関する こと。				
(1) 市町が設置する施設の設置 及び廃止又は休止の届出の受 理(第35条第3項、第11項)				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 認可外保育施設の設置等の 届出の処理(第59条の2)				—
(17) 施設の運営状況の報告の受 理(第59条の2の5第1項)				—
(18) 省略				
(19) 省略				

	(17) 省略				
	(18) 省略				
	10 省略				
	11 省略				
10 ~ 31 省略					

備考 省略

	(20) 変更届の受理（児童福祉法 施行規則第37条第4項から第 6項まで）				—
	(21) 省略				
	(22) 省略				
	10 省略				
	11 指定通所支援等に要する費用 の額の算定に係る届出の受理 （児童福祉法に基づく指定通所 支援及び基準該当通所支援に要 する費用の額の算定に関する基 準（平成24年3月厚生労働省告 示第122号）別表）				—
	12 省略				
10 ~ 31 省略					

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成31年 4月26日

愛媛県監査委員 大 西 渡
同 梶 谷 大 治

同 本 田 和 良
同 永 井 一 平

包括外部監査人矢野和弘の監査の 事務を補助する者		監査の事務を
氏 名	住 所	補助できる期間
山 崎 泰 志	香川県高松市昭和町2丁目5 番3-101号J・CREST 高松昭和町	平成31年4月26日から 令和2年3月31日まで
宮 本 豪	愛媛県東温市野田1丁目7番 地7	平成31年4月26日から 令和2年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治活動に関する規程（昭和46年3月18日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 4月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 政治団体確認書

政 治 団 体 確 認 書

- 1 選挙の種類 何年何月何日執行何選挙
- 2 政治団体名
- 3 事務所の所在地
- 4 代表者名
- 5 所属候補者数（支援候補者数）

上記の団体は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

何年何月何日

愛媛県選挙管理委員会 印

備考 様式中「第201条の9第1項ただし書」とあるのは、県の議会の議員の一般選挙の場合にあつては「第201条の8第1項ただし書」と、県の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙の場合にあつては「第201条の8第3項において準用する同条第1項ただし書」と記載するものとする。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年 4月26日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医用画像情報システム（PACS）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
医用画像情報システム（PACS） 1式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和2年1月1日から令和7年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立南宇和病院
（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433の1）
- (6) 設置完了日
令和元年12月31日（火）
- (7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。

- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
令和元年5月31日（金）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、令和元年6月11日（火）から令和元年6月12日（水）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、6月12日は午後5時15分まで））。
紙入札による場合は、令和元年6月12日（水）午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
令和元年6月13日（木）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和元年5月31日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Picture Archiving and Communication System , 1 set

(2) Time limit of tender: 5:15 p.m. , 12 June 2019

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成31年 4月 1日付け愛媛県報第3064号外3愛媛県訓令第6号（愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇所	誤	正
83	改正前後欄中 備考1 6行目 備考3 6行目 備考4 4行目	同表	同表
83	改正前後欄中 備考2 2行目	7の部1の項 8の部1の項	7の部1の項 8の部1の項